五泉市国民保護計画

令和2年2月変更 五泉市

目 次

第	1	編		総			•																													
	第	1章		市の																																
			1		方の																															
			2																																	
			3		方国																															
			4		目語			-																												
	第	2章		国月																																
	第	3章		関係																																
	第	4章		市の																																
	第	5章		市国	3民	:保	護記	十匪	回が	対	象	ځ	す	る	事	態	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
			1		弐力																															
			2	Ę	X急	(対	処事	事態	- FEE	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
第	2	編		素な																																
	第	1章		組締																																
	•	第 1		市に																																
			1		方の																															
			2																																	
			3		肖防																															
			4		国民																															
	•	第2		関係																																
			1		表本																															
			2		具と																															
			3		丘接																															
			4		旨定																															
			5		ドラ																															
			6		也域																															
		第3		通信																																
	•	第 4		情幸																																
			1		表本																															
			2		警報																															
			3		安否																															
			4	刻	皮災	:情	報 0	り収	又集	•	報	告	に	必	要	な	準	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
	•	第5		研修		.び	訓糸	東 ・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
			1	石	开修 川練	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
			2	言	川練	į •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0

第	2章	ì	避難.	、救	ע援	及	びi	武ス	力攻	.擊	災	害	^	の	対	処	に	関	す	る	平:	素	か	ら	の	備	え	•	•	•	•	•	3	2
		1	避	難に	_関	す	る	基ス	本的	J事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
		2	避	難実	ミ施	要	領	の)	パタ	·	ン	0)	作	成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
		3	救	援に	_関	す	る	基ス	本的	J事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
		4	運	送事	業	者	<i>O</i>) ‡	輸	きナ.	j •	輸	送	施	設	0	把	握	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
		5	避	難施	設	(の)	指第	定~	\T.	協	力	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
		6	医	療救	変	体	制(の積	雀立	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
		7	在	宅要	配	慮	者に	に対	付す	る	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
		8	社	会福	祉	施	設	等り	こお	け	る	安	全	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
		9	生	活関	連	等	施詞	設(の把	握	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
第	3章	4	物資	及ひ	資	材	の(備書	蓝、	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
		1	市	によ	3け	る	備	蓄	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
		2	市	が管	理	す	るな	施詞	没及	U	設	備	0)	整	備	及	び	点	検	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
第	4章	1	漬雪	朝の)体	制	整值	備	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
		1	除	排雪	体	制	の打	推社	進・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
		2	緊急	急活	動	体	制(の軸	整備	j •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
		3	総	合的	jな	雪	対策	策	の推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
第	5章	[国民	保護	訓	関	すん	るを		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
		1	国.	民保	護	措	置(に	関す	つる	啓	発	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
		2	武	力攻	【撃	事!	態	等り	こお	3V)	て	住	民	が	と	る	べ	き	行	動	等	に	翼、	す	る	啓	発	•	•	•	•	•	4	2
第3	編	武;	力攻	擊事	態	等	^ (のタ	付処	<u>.</u> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
第	1章	1	初動:	連終	体	制	のi	迅速	東な	確	立	及	び	初	動	措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
		1	事]	態認	定	前	にこ	おり	ナる	緊	急	事	態	連	絡	室	等	0	設	置	及	U;	初!	動:	措	置	•	•	•	•	•	•	4	3
		2		力攻		-																												
第	2章	ī	市対																															
		1	市	対策	本	部	の	設計	置•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	6
		2		信の																														
第	3章	Ī																																
		1		•																														
		2		事、																														
		3		衛隊				-																										
		4		の市																														
		5		定行																														
		6		の行 -																														
		7		ラン																														
,.		8		民^																														
	4章																																	
	第1	7	警報(の伝	達	等	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	4

	1		警報	30))内	容	0)1	云	達等	争	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	4
	2		警報	見 の	内	容	の 1	云	達	与	去	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	5
	3		緊急	ĮĮ.	報	0	伝	達	及(<u>ز</u> ز	通;	知	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	5
第 2		避	難住																																
	1		避難	É Ø	指	示	の ³	通:	知	• 1	云.	達	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	6
	2		避難	箕	施	要	領	か	策是	É	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	7
	3		避難	飳	:民	0	誘	導	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	0
	4		事態	叔	の	避	難(に	関~	广 .	る.	留	意	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	4
第5章		救	援・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	7
	1		救援	差の	実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	7
	2		関係	《機	関	と	のj	連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	7
	3		救援	差の	内	容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	8
	4		医療	₹救	缓	活	動	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	9
	5		遺体	S (D)	埋	葬	及	Ű,	火蓼	丰	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	9
第6章		安	否情																																
	1		安否	清	報	(D)	収	集	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	1
	2		県に																																
	3		安否																																
	4		日本																																
第7章			力攻																																
第1		苽	力攻																																
	1		武力																																
	2		武力																																
第 2		心	急措																																
	1		退退	達 の	指	示	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	4
	2		警刑																																
	3		応急																																
	4		消防																																
第3																																			
	1		生活																																
	2		危險																																
第 4																																			
			NE																																
第8章																																			
第9章																																			
	1		保領																																
	2		廃棄																																
第10章																																			
			安全																																
	2		市系	纟	ボ	ラ	1/3	テ	1	7-	ヤ	ン	タ	_	\mathcal{O}	設	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	7

	第11章	[国民结	主活	の多	定	1=1	関す	する	5排	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	8
		1	生剂	舌関	連物	加資	等	の{	西杉	各岁	定定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	8
		2	避難	雑住	民等	色の	生	活	安泛	官等	至•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	8
		3	生》	舌基	盤等	色の	確	保	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	8
	第12章	#	寺殊村	票章	等σ)交	付	及(げ		. ₫	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	9	0
	4編	復Ⅰ	日等			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	9	2
	第1章	Ţ,	芯急ℓ	の復	旧・	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	9	2
		1	基本	本的	考え	方	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	2
		2	公共	共的	施設	ヹの	応:	急	の名	复旧	∃ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	•		•	9	2
	第2章	Ī	武力项	攵擊	災害	 「 の	復	旧				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	9	3
	第3章		国民生																														
		1			のた																												
		2			盤等																												
	第4章	[国民																														
		1			護措																												
		2			償、																												
		3			整及																												
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	– 1975	,	•	7,	•	,	,	•	•		1114																			
第	5編	緊急	急対処	処事	態へ	への	対	処	•			•	•	•		•	•	•			•	•	•			•	•	•		•	•	9	6
		1	緊急	急対	処事	態	•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	9	6
		2	緊急	急対	処事	手態	に:	おり	ナる	5 葉	李幸	(D)	通	知	及	び	伝	達	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	9	7
資	料編・	•	• •			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	9	9

第1編総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び新潟県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事熊等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続き

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、新潟県知事(以下「知事」という。)に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)。

4 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおり

(武力攻擊関連)

(风刀攻擎関連)	,
用語	意義
武力攻擊	我が国に対する外部からの武力攻撃
N. D. C. Their	核兵器(N:Nuclear weapon)、生物兵器(B:Biological weapon)、化
NBC攻撃	学兵器(C:Chemical weapon)を用いた攻撃
+ + 大樓 + 米	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫し
武力攻撃事態	ていると認められるに至った事態
	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに
武力攻撃予測事態	至った事態
武力攻擊事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
+ + 大樓 ※ 字	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、
武力攻撃災害	放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報
	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生
緊急対処事態	した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認めら
	れるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

(避難・救援関連)

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む)
、時帯世界の北二	対策本部長が都道府県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避
避難措置の指示	難に関する措置を講ずるよう行う指示
で数のおこ	避難措置の指示を受けた都道府県知事が要避難地域の住民に対し、避難
避難の指示	の経路・手段を示し、避難するよう行う指示
`啦########	管内住民に避難の指示があった市町村長が住民の誘導方法などを定め
避難実施要領	たもの
. 100 ## 1/c = / L	住民を避難させ、また救援を行うため、都道府県知事があらかじめ指定
避難施設	した施設
緊急通報(武力攻	都道府県知事が、警報の発令を待ついとまがない場合、武力攻撃災害に
擊災害緊急通報)	よる危険を防止するために発令する通報
数式区域	都道府県知事及び市町村長が、武力攻撃災害による危険を防止するため
警戒区域	に設定し、立入禁止や退去を命じる区域
	都道府県知事・市町村長が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力
退避の指示	攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域の住民に対して行う退避(屋
	内への退避を含む)の指示

(関係機関・施設関連)

	\\\.\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
用語	意義
指定行政機関	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに 国及び国民の安全の確保に関する法律(以下「事態対処法」という。) 第2条第5号の規定により、政令で指定された国の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、 法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ 庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、 資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気 象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の 31機関
指定地方行政機関	事態対処法第2条第6号の規定により、政令で指定された国の地方機関沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局の25機関
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共 的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益事業を営む法人で、事 態対処法第2条第7号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指 定されている機関

指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的 事業を営む法人・団体等で、国民保護法第2条第2項の規定により都道 府県知事が指定する機関
生活関連等施設	発電所などその安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼす もの及び周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあるもの

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めると きは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民 は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に 努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、 指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断 するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

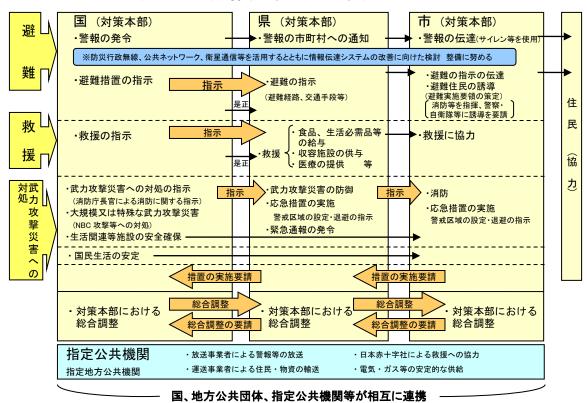
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安 全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
五泉市	4 組織の整備、訓練
五泉市	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避
	難に関する措置の実施
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃

災害への対処に関する措置の実施

- 8 水道施設の安全確保及び水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 県の事務(県国民保護計画より)

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の通知
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民
新潟県	の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
利 倫 乐	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛
	生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実
	施
	10 交通規制の実施
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 管区内各県警察の国民保護計画措置及び相互援助の指導・調整
明末悠 反散處只	2 他管区警察局との連携
関東管区警察局	3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
	4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
/	2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること
信越総合通信局	3 非常事態における重要通信の確保
	4 非常通信協議会の指導育成
	1 地方公共団体に対する災害融資
明 本 H 数 E	2 金融機関等に対する金融上の措置の要請
関東財務局	3 地方公共団体に対する普通財産の無償貸付
	4 被災施設の復旧事業費の査定の立会

東京税関	1 輸入物資の通関手続			
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供			
新潟労働局	被災者の雇用対策			
北陸農政局	1 武力攻撃災害対策用の食料及び備蓄物資の確保			
北陸辰政府	2 農業関連施設の応急復旧			
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材(国有林材)の供給			
	1 救援物資の円滑な供給の確保			
関東経済産業局	2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保			
	3 被災中小企業の振興			
関東東北産業保	1 鉱山における災害時の応急対策			
安監督部	2 危険物等の保全			
北陸地方整備局	被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧			
北陸信越運輸局	1 運送業者への連絡調整			
11)在日路建制问	2 運送施設及び車両の安全確保			
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整			
来	2 航空機の航行の安全確保			
東京管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供			
	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達			
	2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保			
第九管区	3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等			
海上保安本部	4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示			
	5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対			
	処に関する措置			
関東	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供			
地方環境事務所	2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集			

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

	1000 11/C 11/C 11/0 C 10/0 C 1		
機関の名称	事務又は業務の大綱		
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等		
ナレ:六 字 赤 本.	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急		
放送事業者	通報の内容の放送		
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送		
	2 旅客及び貨物の運送の確保		
康尼汉尼市光 本	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力		
電気通信事業者	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い		
電気事業者	1 電気の安定的な供給		
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給		

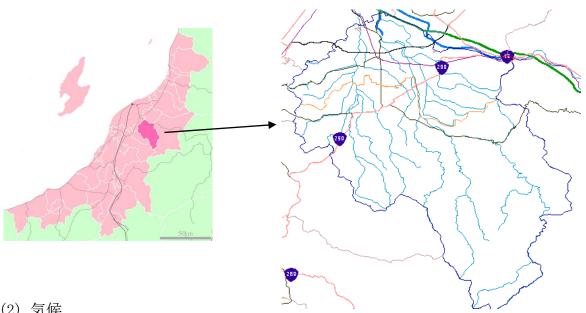
日本郵便株式会社	1	郵便の確保
病院その他の 医療機関	1	医療の確保
	1	救援の協力
日本赤十字社	2	外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	1	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整
日本銀行	2	銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維
	‡	寺

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等 について確認することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき五泉市 の地理的、社会的特徴等は以下のとおりである。

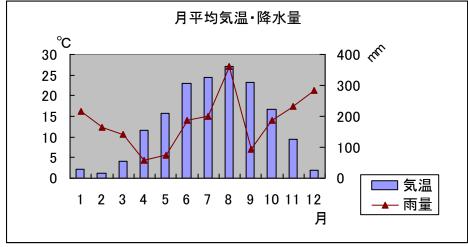
(1) 地形

五泉市は、新潟県のほぼ中央、県都新潟市の南東に位置し、新潟平野の中央部に広 がり、北西に新潟市、東は菅名岳、日倉山、日本平山など1,000m級の山地を境界にし て阿賀町に接し、阿賀野川を境に阿賀野市に接している。南境は、白山、矢筈岳など 1,000m級の山地、西境は越後山脈の裾にあたる通称西山と呼ばれる標高200m前後の 丘陵地帯となっている。三方を山に囲まれ、東側を流れる阿賀野川及びその支流早出 川、西側を流れる能代川及びその支流が形成する扇状堆積地である。



(2) 気候

本市の気候は、日本海側特有の気候で春秋季は温暖でしのぎやすいが、夏季は高温 多湿で、時には熱帯夜が続くことがある。冬季は西高東低の気圧配置となり季節風が 吹き降雪をもたらすが、近年の暖冬少雪傾向により積雪はそれほど多くはないところ である。



(3) 人口分布

本市の人口は、令和元年年12月31日現在、約5万人で、最も人口が多いのは、五泉地区、次に村松地区の順となっている。年齢別に見ると、15歳未満が全人口に占める割合が10.1%、15歳~64歳の人口は54.8%、65歳以上の人口は35.1%となっている。全国の65歳以上の高齢化率は28.1%(令和元年版高齢社会白書)であり、全国高齢化率を上回る高齢化を示している。

●令和元年12月31日現在人口

地区名	世帯数	男	女	総計
五泉	9,279	11,699	12,623	24,322
川東	1,888	2,304	2,455	4,579
橋田	882	1,175	1,244	2,419
巣 本	684	990	1,048	2,038
村 松	3,045	3,161	3,770	6,931
大蒲原	770	1,206	1,263	2,469
十 全	374	559	585	1,144
川内	480	711	722	1,433
菅 名	1,571	2,118	2,101	4,219
合 計	18,993	23,923	25,811	49,734

●令和元年12月31日現在年齢別人口

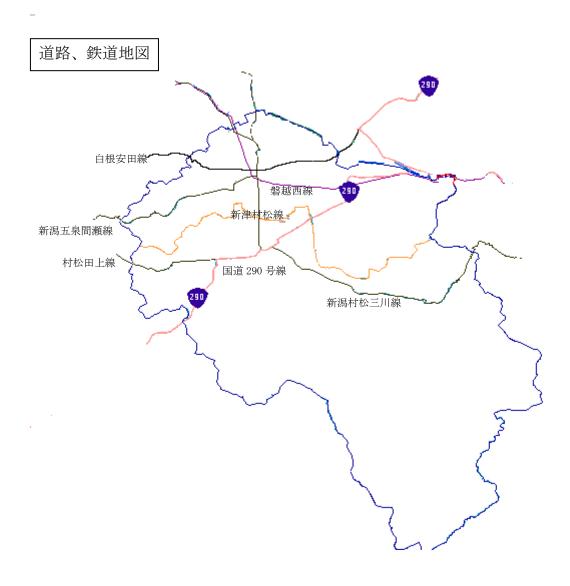
0~14歳	15歳~64歳	65歳以上	総数
5,007	27,270	17,457	49,734

(4) 道路の位置等

市内には、一般国道290号が北東から南西に走り、県道(新津村松線、白根安田線、 新潟五泉間瀬線、新潟村松三川線、村松田上線等)が市内から各方面に延びている。

(5) 鉄道の位置等

鉄道は、北西から東に走る東日本旅客鉄道㈱の磐越西線(新津駅から郡山駅(福島県))が市内を通っている。



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

事態類型	特 徴			
1 着上陸侵攻	《攻撃目標となりやすい地域》			
	○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易			
	な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考え			
	られる。			
	○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離			
	着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当			
	該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接してい			
	る場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸			
	侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が			
	実施される可能性が高いと考えられる。			
	《想定される主な被害》			
	○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が			
	考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類			
	によっては、二次被害の発生が想定される。			
	《被害の範囲・期間》			
	○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとと			
	もに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。			
	《事態の予測・察知》			
	○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予			
	測が可能である。			
2 ゲリラや特	《攻撃目標となりやすい地域》			
殊部隊によ	○ 都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連			
る攻撃	施設などに対する注意が必要である。			
	《想定される主な被害》			
	○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定される			
	ことから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。			
	《被害の範囲・期間》			

○ 被害の範囲は、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的である が、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も 想定される。

《事態の予測・察知》

○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見 に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知で きず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

3 弾道ミサイル攻撃

《攻撃目標となりやすい地域》

○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃 目標を特定することは極めて困難である。

《想定される主な被害》

○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限 され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

《被害の範囲・期間》

○ 弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。

《事態の予測・察知》

○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。

4 航空攻擊

《攻撃目標となりやすい地域》

○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

《想定される主な被害》

○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

《被害の範囲・期間》

○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われること も考えられる。

《事態の予測・察知》

○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは 比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特 定することが困難である。 さらに、上記の4類型において、大量破壊兵器(NBC兵器) [核兵器(N:Nuclear weapon)、生物兵器(B:Biological weapon、化学兵器(C:Chemical weapon)] を使用しての攻撃が行われることも考慮する。

その場合の特徴は次のとおり

種別	特 徴
■ 核兵器等	 ○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物(灰等)や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
■ 生物兵器等	○ 人に知られることなく散布することが可能である。○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。
■ 化学兵器等	○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

事能	想 定		
4 \EV	○原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃		
↑ ○○合降性を内在する	性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻		
0,20,1,20,1,20	撃、ダムの破壊		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大		
114240の事歴	な支障		
の夕粉の しが焦 △十	○大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等		
10001000	○爆発による人的被害、施設が崩壊した場合には人		
撃が行われる事態	的被害は多大		
	○ダーティボム (爆薬と放射能物質を組み合わせた		
①多数の人を殺傷す	もの) 等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生		
る特性を有する物	物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水		
質等による攻撃が	源地に対する毒素等の混入		
行われる事態	○NBC兵器が用いられた場合の対処は特別に督		
	意が必要		
	○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾		
②破壊の手段として 交通機関を用いた 攻撃等が行われる	道ミサイル等の飛来		
	○被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模		
	によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設		
	が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆		
事 態	発、火災等により被害が発生。建物、ライフライ		
	ン等が被災し、社会活動に支障を生ずる。		
	る特性を有する物 質等による攻撃が 行われる事態 ②破壊の手段として 交通機関を用いた		

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各課における平素の業務

市の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

※【市の各課における平素の業務】

課名	平素の業務
総務課 支所地域振興課	・国民保護協議会の運営に関すること ・国民保護計画の見直し・変更に関すること ・避難実施要領の策定について ・非常通信体制の整備に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・特殊標章の交付等に関すること
企画政策課	・データ通信網の機能確保に関すること
都市整備課	・道路、河川、橋りょう等の管理に関すること
上下水道局	・上下水道施設の管理に関すること
農林課	・農林水産施設の管理に関すること ・主食の確保に関すること
商工観光課	・観光施設等の管理に関すること ・商工観光関係団体等との連絡調整に関すること
環境保全課 市 民 課	・防疫消毒に関すること・廃棄物処理に関すること・埋火葬に関すること
健康福祉課 高齢福祉課 こども課	・社会福祉団体等との連絡調整に関すること・ボランティアに関すること・保育園児の保護に関すること・要配慮者に関すること
教育委員会	・児童・生徒の避難・指導に関すること ・学校、教育施設等の管理に関すること
消防本部	・消火、救急、救助に関すること ・消防団活動に関すること ・特殊標章の交付等に関すること

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、 国民保護担当課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応 に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集で きる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参 集 基 準	
①担当課体制	国民保護担当課職員が参集	
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に 応じて定める	
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
	市の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①担当課体制
事態認定前	市の全課での対応が必要な場合(現場からの情報 により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を 把握した場合)		②緊急事態連絡室 体制
事態認定後	七 园豆归类4.签卡如	市の全課での対応は不要 だが、情報収集等の対応が 必要な場合	①担当課体制
	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全課での対応が必要 な場合(現場からの情報に より多数の人を殺傷する 行為等の事案の発生を把 握した場合)	②緊急事態連絡室 体制
	市国民保護対策本部設置		③市国民保護対策 本 部 体 制

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、五泉市国民保護対策本部長(以下「市対策本部長」という。)の代替職員 については、以下のとおりとする。

【市対策本部長の代替職員】

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
本部長 (市長)	副市長	教育長	総務課長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①~③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、五泉市国民保護対策本部(以下「市対策 本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目 について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参 集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応する総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)				
	特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項)				
	土地等の使用に関すること。 (法第82条)				
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)				
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請に関すること。(法第85条第1・2項)				
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)				
	医療の実施の要請等によるもの。 (法第85条第1・2項)				
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)					
訴訟に関すること。 (法第6条、175条)					

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要 請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書規程等の定め るところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、 武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する 等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場 合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期 間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、 関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、 市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得ら れるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話 (FAX) 番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を 行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止 措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携 を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、 災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平 素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図 る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の 専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

6 地域コミュニティによる共助意識の醸成

武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等に関しては、地域コミュニティの 果たす役割が大きいことから、市は、県、民生委員、自主防災組織及び自治会等と 協力し、地域における共助意識の醸成を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報 伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害 時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の 通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報 収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理 及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信 手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行 う。 施

設

- ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

設備

面

- ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
- ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

運

・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

用

・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画 を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消 防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

面

- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、 障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手 が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を計画的に進める。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を 行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住 宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役 割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の方法

市が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号又は様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)を用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民(負傷した住民も同様)
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所 (郵便番号を含む)
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①~⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに揚げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
 - ⑧ 負傷(疾病)の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ① 連絡先その他必要情報
 - ② 親族、同居者への回答の希望
 - ③ 知人への回答の希望
 - (4) 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民

(上記①~⑦、⑪、⑭に加えて)

- ⑤ 死亡の日時、場所及び状況
- 16 遺体が安置されている場所

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安 否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統 計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

|4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、 あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を 図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した○○○による被害(第 報)

 平成
 年
 月
 日
 時
 分

 五
 泉
 市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
- (1) 発生日時 平成 年 月 日
- (2) 発生場所 ○○市△△町A丁目B番C号(北緯 度、東経 度)
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害			住宅被害		その他	
	死者	行 方	負傷	 島者	全壊	半壊	
		不明者	重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時 の概要を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 要

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり 定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

http://www.kokuminhogo.go.jp/

※【総務省消防庁ホームページ】

http://www.fdma.go.jp/

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、N

BC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集 訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国 民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、 住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)。この際、避難者の男女のニーズの違いにも配慮する。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

〇 住宅地図

(人口分布(男女別)、世帯数、人口のデータ)

○ 区域内の道路網のリスト

(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)

輸送力のリスト

(鉄道、バス、運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) (鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)

○ 避難施設のリスト

(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト、及びデータベース)

備蓄物資、調達可能物資のリスト

(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)

○ 生活関連等施設等のリスト

(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)

- 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧

(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)

○ 消防機関のリスト

(消防機関の装備資機材のリスト)

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、「市地域防災計画」の要配慮者の安全確保計画を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況並びに高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等、特に配慮を要する者の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
- ① 保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 医療救護体制の確立

(1) 救護所における活動

救護所においては、初期救急医療であるトリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を伴う医療救護活動を実施する。

(2) 救護所設置予定施設の指定

市は、避難施設に指定された学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知する。

(3) 救護所設置予定施設の点検

市は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療活動が円滑に開始できるよう、平素から救護所設置予定施設の施設等の点検を行う。

また、積雪期における除雪等の雪対策にも留意する。

(4) 救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。

7 在宅要配慮者に対する対策

(1) 地域コミュニティの形成

①行政による支援

要配慮者の迅速な避難行動を行うためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の要配慮者の救済の基盤となるものである。このため、市は、社会福祉協議会、介護支援専門員代表者会議、老人クラブ、民間ボランティア団体等による在宅の高齢者・障がい者に対する声かけ運動や安否確認などの住民相互支援活動への援助に努める。

②要配慮者の実態把握

市は、保健師、ホームヘルパー等の訪問活動を通じ、障がい者、高齢者、傷病者、妊産婦等自力避難が困難な者、及び乳幼児、外国人等、災害時に特別の配慮が必要な者の実態把握に努める。実態把握に当たっては、民生児童委員・嘱託員等と十分に連絡を取り、プライバシーに配慮し本人・家族の同意を得て行う。

また、民生児童委員、嘱託員等と協力して要配慮者とコミュニケーションづくりを推進するとともに、要配慮者の居住地等について、事前に消防機関等との情報交換に努める。

(2) 情報伝達·避難誘導

市は、要配慮者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備に努め、外 出中の要配慮者の避難を容易にするため、道路等の要所に避難場所への誘導標識の 設置に努める。

(3) 啓発·訓練

市は、パンフレット等の配布による国民保護措置に関する知識の普及と、一般住民に対して、身の回りの要配慮者への災害時の支援についても啓発普及に努める。 また、市は、要配慮者の避難等について訓練するため、町内会と合同の訓練の実施に努める。

(4) 市の体制整備

市は、災害発生後、在宅の高齢者・障がい者等の安否情報の収集、ケア等について要配慮者対策班を設置する。

8 社会福祉施設等における安全確保

(1) 社会福祉施設等における体制の整備

市は、県と連携し社会福祉施設等に対し、防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛のための自衛防災組織(防災活動隊)の設置、消防署等の防災関係機関との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて消防・警察・近隣施設との連絡会議を設置し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制の整備に努めるよう要請する。

また、夜間における武力攻撃災害の発生等も考慮し、職員の動員体制、連絡体制の整備に努めるよう要請する。

(2) 施設・設備の安全性強化

市は、県と連携し社会福祉施設等に対し、平素から備品等の落下転倒防止措置、 危険物の安全点検等を行うとともに、施設等の安全性の維持・強化に努めるよう要 請する。

(3) 食料品・物資の備蓄や地域住民等との協力体制

市は、県と連携し社会福祉施設等に対し、武力攻撃災害時に備え2~3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品等の備蓄に努め、さらに地域住民、ボランティア、 近隣施設等との協力を得られるよう平素から協力関係の形成に努めるよう要請する。

(4) 啓発·訓練

市は、県と連携し社会福祉施設等に対し、職員・入所者等に平素から国民保護意識の啓発を図るとともに、県又は市の定める基準により、警報内容の伝達や避難についての訓練の実施に努めるよう要請する。

また、地域の自主防災組織及び消防機関の協力・参加を得るとともに、自力避難 困難者の救出訓練に重点を置いた訓練の実施に努めるよう要請する。

(5) 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築

市は、県と連携し社会福祉施設等に対し、武力攻撃災害発生時の職員の迅速な確保を図るため、職員の緊急連絡体制及び初動体制の整備に努めるよう要請する。

また、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう平素から協力関係の構築に努めるよう要請する。

(6) 社会福祉施設間の協力体制の確立

市は、武力攻撃災害時における緊急入所に備えるため、県等と連携のうえ、施設間のネットワーク形成に努める。

9 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

【生活関連等施設の種類及の所官省庁】			
国民保護法	各号	施設の種類	所管省庁名
施行令			
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
			農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	8号	毒劇物 (医療品医療機器等法)	厚生労働省
			農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。なお、備蓄等に当たっては、男女のニーズの違いにも留意する。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ョウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、 県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 積雪期の体制整備

積雪期の武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害が雪害と重なり、より大きな被害を及ぼすとともに、住民の避難を行ううえでも大きな支障となることが予想される。

このため、市は、除排雪体制の強化、緊急活動体制の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の武力攻撃災害の軽減を図る。

1 除排雪体制の推進

市は、積雪期の武力攻撃事態等に備え、一般国道、県道、高速自動車道路の各道路管理者と連携のもと除排雪を強力に推進し、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図る。

2 緊急活動体制の整備

市は、国、県の道路管理者等と相互に協力し、雪上交通手段の確保、通信手段の確保、避難所体制の整備、積雪期用資機材の備蓄等、積雪期の武力攻撃災害に備えた緊急活動体制の整備に努める。

3 総合的な雪対策の推進

積雪期における武力攻撃災害を最小限化にするためには、除排雪体制の整備など 雪に強い町づくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。 このため、市は、「市地域防災計画」に基づき、県、関係機関と相互に協力し、 より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害 対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、 ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への 周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに 住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュ アルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当の知識、方法について普及に努める。

(参考:「武力攻撃事態やテロから身を守るために」内閣官房作成)

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に 集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかん がみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部体制に準じ、事案発生時の危機管理対処に必要な要員により構成する。
- ② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事 案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等 の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した 旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等

が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

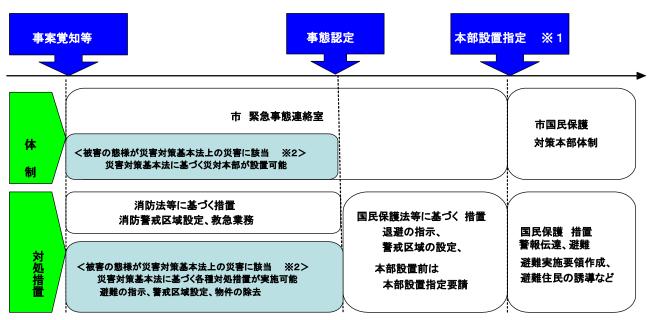
(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、 県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、 市町村対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対 策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

上記の場合において、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行う。



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市対策本部を 設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する(事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする)。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員等の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎総務課に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

市対策本部の予備施設は、村松支所とする。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

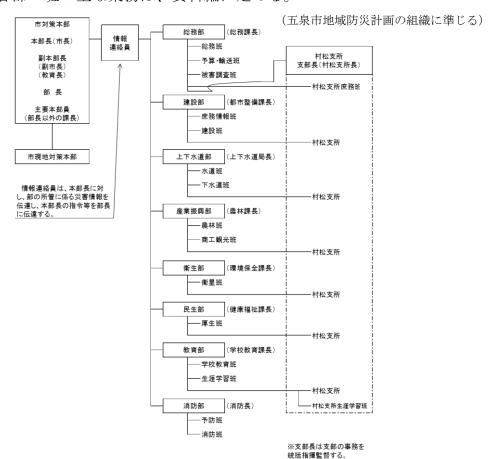
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成

市対策本部の組織構成は次のとおりとする。

なお、各部・班の主な業務は、資料編に定める。



(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に 適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整 備する。

(5) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公 共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、 市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定 公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求 める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(6) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における現地関係機関(県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、

(又は現地関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、) 関

係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の活用、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報 通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。 また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

- (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。
- (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、 関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置 の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に 照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
 - ① 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長に対して応援を求める。
 - ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託
 - ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に 委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託 を行う。
 - 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
 - ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは 指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法 人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるとき は、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職 員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、 正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断す

る。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れ を希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の 体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措 置
- 保健衛生の確保

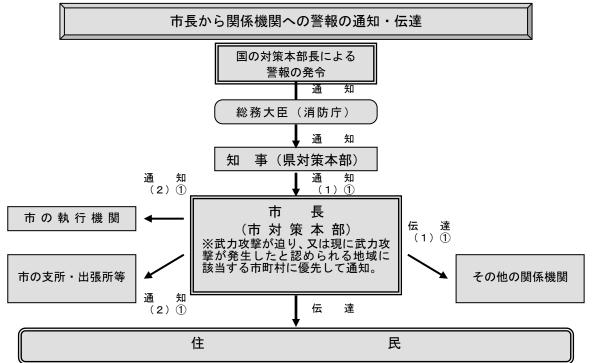
第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

- (1) 警報の内容の伝達
 - ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達 方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団 体(消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、 商工会、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。
- (2) 警報の内容の通知
 - ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育園など)に 対し、警報の内容を通知する。
 - ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (http://www.city.gosen.niigata.jp/) に警報の内容を掲載する。
 - ※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
 - ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載等により周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対する伝達に配慮するなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達体制の整備に努める。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。 (その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

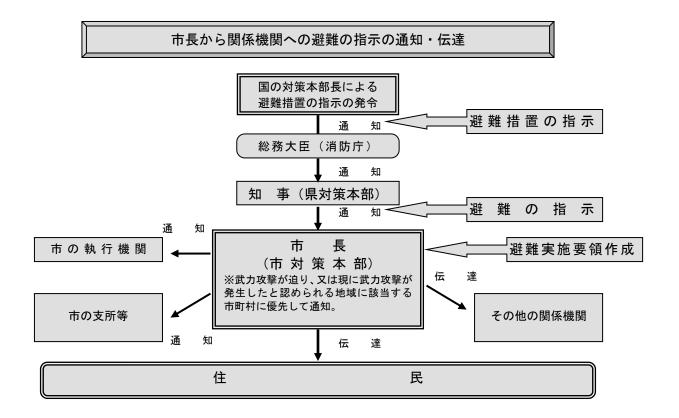
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、 被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状 況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。
- ※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を 作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊 等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

なお、積雪期においては、避難の経路や交通手段が限定されることや移動に長時間を要することなどから、避難実施要領の策定に当たっては、道路状況の把握や移動における時間的余裕の確保に十分配慮する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、 避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避 難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目及び留意事項

市長は、上記法定事項、県国民保護計画に基づき、原則、次にあげる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事 務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

- ③ 一時集合場所及び集合方法 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名 を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り 具体的に記載する。
- ⑤ 集合に当たっての留意事項 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合

に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(7) 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置 及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載する。

- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑 に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援 避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- ① 避難住民の携行品、服装 避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について 記載する
- ② 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。
- (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
 - ① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合) (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・ 自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

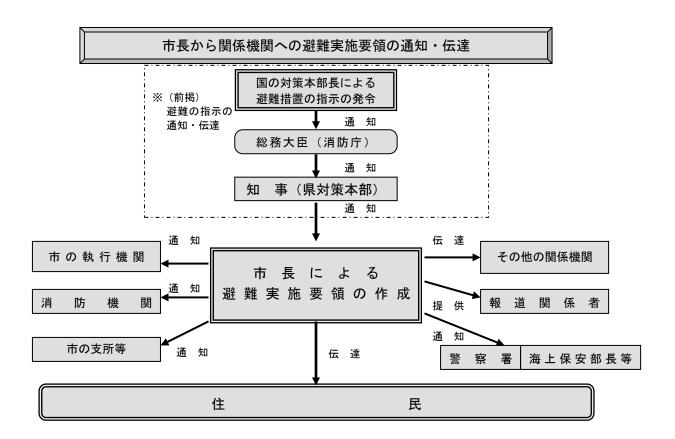
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、自衛隊 地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団 長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、 町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この 限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、 市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報 共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自治会長や自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に 提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等と ともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難住民の受入れ

市長は、避難住民を受け入れないことについてやむを得ない事情がある場合を除き、他の市町村からの避難住民を受け入れる。

(9) 避難施設の開設

市長は、他の市町村からの避難住民の受入れについては、安全かつ適切な避難場所を選定し、開設する。ただし、避難施設として、適当な施設がないときには、天幕等を設置し、仮避難所を開設する。

避難所の開設状況について、速やかに知事に情報提供を行う。

(10) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(11) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(12) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(13) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る人員配置等について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

市長は、避難時に所要車両等が不足する場合には、輸送人員、輸送区間等を示し 知事に対して、支援の要請を行う。

(14) 避難の長期化への対処

住民の避難が長期化した場合は、市は、県と協力のうえ、避難所運営にあたって 以下の点に留意するものとし、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、 外国人等の特に配慮を要する者の処遇や男女のニーズの違いについて、十分配慮す るよう努める。

- 避難者の栄養、健康等の対策
- 避難所の衛生、給食、給水等対策
- 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
- 避難所運営に伴う各機関への協力要請

(15) 避難所における住民の協力

市は、平素から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るよう努める。

- 自治組織の結成とリーダーへの協力
- ごみ処理、洗濯、入浴、トイレ使用等生活上のルールの遵守
- 要配慮者への配慮

○ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(16) 避難住民の運送の求め等

市長は、動員できる車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておく。

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、所要車両等が不足するときは、 県へ応援を要請し、また、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は 指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。その際、輸送人員、輸送区 間等を示すものとする。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく 運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の 対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知 する。

(17) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(18) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に滞在する者等についても、避難等の 国民保護措置が円滑に実施できるよう、施設の特性に応じて施設管理者と連携し、 必要な対策をとるものとする。

4 事態別の避難に関する留意点

弾道ミサイル攻撃の場合

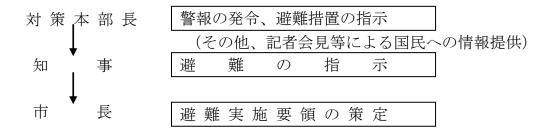
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を 指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

航空攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃に準じる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。
- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所まで徒歩で移動し、一時避難場所からバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に 掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を 得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常 生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

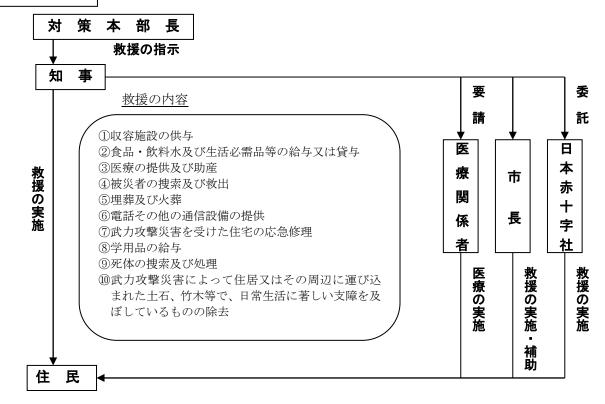
(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

救援フロ一図



3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 医務救援活動

(1) 救護所の設置

市は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。

(2) 救護所の医療救護活動

市は、医療機関等関係機関に協力を要請し、救護所において以下の医療救援活動を行い、支障が生じた場合は、県に支援要請を行う。

- 〇 初期救急医療
- 地域災害医療センター及び基幹災害医療センターへの移送手配
- 医療救護活動の記録
- 死亡の確認
- 市への救護所の患者収容状況等の活動状況報告

(3) 患者等の搬送

市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、 支障が生じた場合には県に支援要請を行う。

(4) 医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

5 遺体の埋葬及び火葬

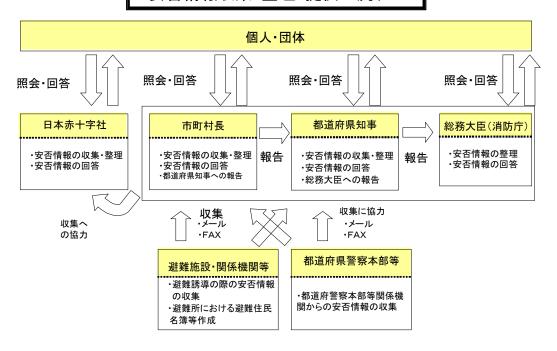
市は、遺体搬送車両・骨つぼ等が不足する場合には県に要請する。

また、死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合には、火葬許可手続を簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況 を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及 び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



収集項目

- 避難住民(負傷した住民も同様) 1
- 氏名
- 234567 フリガナ
- 出生の年月日
- 男女の別
- 住所 (郵便番号を含む)
- 国籍
- ①~⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明 である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
- 負傷(疾病の)該当
- 負傷又は疾病の状況 **9**
- 現在の居所 (10)
- 連絡先その他必要情報 1
- 親族、同居者への回答の希望 (12)
- 知人への回答の希望 **13**
- $\overline{(14)}$ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
 - 2 死亡した住民(上記①~⑦、⑪、⑭に加えて)
- 死亡の日時、場所及び状況 遺体が安置されている場所 (15)
- (16)

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報の ほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のため に保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、 必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、 市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応 窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を

提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等)を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意 すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、 負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が 必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する 外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に 配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、 自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それ ぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に 必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示の例】

- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、

退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施 に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、 住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の 助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があ ると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違 反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なる。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を

連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立 入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、 車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅 速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急 時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被災情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、 知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は 武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防 援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助 隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊 急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被災情報の提供、トリアージ(傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送・治療を行うこと)の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、市が被災しなかった場合、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等 を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連 等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要がある と認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要 な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係 機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

(1) 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3)
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項 第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を 求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場 合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に 照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避 を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原 因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、 自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対 処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における 関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新 の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応 援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を 行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県健康福祉環境部等と連携して消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条第1項に基づく措置

	仏舟100木舟1次に至フ、111回	
	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
		・移動の制限
		・移動の禁止
		・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
		・使用の制限又は禁止
		・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限
		・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限
		・立入りの禁止
		• 封鎖
6号	場所	・交通の制限
		・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該 措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要 があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて 人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
0	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲
3.	げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や 県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を 講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した 日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害 の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、 特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、 収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、 直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、 指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状況は保たれやすいが、防疫資器材搬出や運搬 について、雪が障害となるため、定期的に点検を行い、除雪や運搬計画に万全を期 する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び 清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要 に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬 又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針(改訂版)」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、 廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 ボランティア受入れ計画

市は、避難した住民の救援等に関するボランティア活動が円滑に行われるよう、 関係機関の支援・協力により、市災害ボランティアセンターを設置し、安全等を十分に確保したうえで、以下により対応を行う。

1 安全の確保

市は、市災害ボランティアセンターが行うボランティアの受入れ及び派遣、協力要請等に関しては、ボランティア活動従事者の安全の確保が担保されない場合、これを行うことができない。

2 市災害ボランティアセンターの設置

(1) 市災害ボランティアセンターの設置 市は、武力攻撃災害等が発生したときは、市社協と連携して、市災害ボランティ アセンターを設置する。

(2) 市災害ボランティアセンターの活動への支援

市は、市災害ボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地に参集したボランティア活動希望者の受入、登録、協力要請、資機材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努める。

市災害ボランティアセンターは、必要に応じて県ボランティア本部に対し、ボランティアの派遣要請を行う。

第11章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等にともない、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 相談所の開設

市は、避難所及び市役所などに被災者のための相談所を速やかに開設する。

(2) 相談所の運営

市は、被災者の幅広い相談に応ずるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(3) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(4) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理 道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第12章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書 (以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章 等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に 青の正三角形)





(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(身分証明書ひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市(町村)の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考)。

① 市長

- ・ 市の職員(消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の 意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機 会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生した ときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、 応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、国及び県と連携しつつ必要な措置を講じ、安定 した生活の早期回復を図るため、国民生活の安定に関する措置に必要な事項につい て、以下のとおり定める。

1 被災者のための相談、支援等

(1) 相談所の開設

市は、避難所及び市庁舎などに被災者のための相談所を開設する。

(2) 相談所の運営

市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(3) 被災児童生徒等に対する支援

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒に対する教育に支障が生じないよう、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じる。

(4) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条令の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 生活基盤等の確保

水道事業者である市は、被害状況に応じた送水停止、消毒その他衛生上の措置等、 武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。 また、道路の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に 掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第1編第5章2 緊急対処事態の類型(再掲)

八 华		相
分類	事態	想定
	①危険性を内在する	○原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃
	物質を有する施設	性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻
	等に対する攻撃が	撃、ダムの破壊
	行われる事態	○放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等
攻擊対象施設		に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大
等による分類		な支障をきたす
	②多数の人が集合す	○大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等
	る施設、大量輸送	の爆破
	機関等に対する攻	○爆発による人的被害、施設が崩壊した場合には人
	撃が行われる事態	的被害は多大
	①多数の人を殺傷す	○ダーティボム (爆薬と放射能物質を組み合わせた
	る特性を有する物	もの) 等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生
	質等による攻撃が	物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水
	行われる事態	源地に対する毒素等の混入
		○NBC兵器が用いられた場合の対処は特別に留
元 東ル イ (川.)~ し		意が必要
攻撃手段によ	②破壊の手段として	○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾
る分類	交通機関を用いた	道ミサイル等の飛来
	攻撃等が行われる	○被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模
	事態	によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設
		が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆
		発、火災等により被害が発生。建物、ライフライ
		ン等が被災し、社会活動に支障を生ずる。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ 範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されること を踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の 対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及 び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

- 98 -

資料編



第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置 (3)市対策本部の組織構成及び機能 市の組織機能の図

±n + T ≥ 13±n = 1	□ TE 4 7 7 7 7 F F		部の組織情及及の機能 甲の組織機能の図
部名及び部長名	班名及び班長	班員	業務
総務部 (総務課長)	総務班 班長 (企画政策課長) 副班長 (議会事務局長) (監査委員事務局長) (会計課長)	総務課員 企画政策課員 監查委員事務局職員 議会事務局職員 会計課員	・国民保護対策本部の庶務及び本部会議に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・非常通信体制の確保に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・特殊標章の交付等に関すること ・特殊標章の交付等に関すること ・被害状況の調査及び報告に関すること ・全ての避難所の設置に関すること ・緊急通報伝達(住民に対する警報、緊急通報の内容 の伝達等)に関すること
	予算・輸送班 (財政課長)	財政課員	・配車状況の把握及び記録に関すること ・人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転 に関すること
	被害調査班 (税務課長)	税務課員 地域振興課員	・被災者名簿の作成に関すること・家屋等の被害調査及び報告に関すること
村松支部 (支所長)	村松支所庶務班 (村松支所地域振興課長)	地域振興課員	・関係機関との連絡調整に関すること ・被害状況の調査及び報告に関すること ・緊急通報伝達(住民に対する警報、緊急通報の内容の伝達等)に関すること ・配車状況の把握及び記録に関すること ・人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転に関すること ・支部(村松支所)の事務を統括指揮監督に関すること
建設部	庶務情報班 (都市整備課長)	都市整備課員地域振興課員	・道路交通情報の収集及び報告に関すること ・緊急輸送路確保に関する関係機関等への要請に関 すること
(都市整備課長)	建設班 (都市整備課長)	都市整備課員地域振興課員	・道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること ・交通規制に関すること ・路上障害物等(降積雪を含む)の排除に関すること
上下水道部	水道班 (上下水道局長)	上下水道局員	・水道施設の被害調査並びに復旧に関すること・応急給水に関すること
(上下水道局長)	下水道班 (上下水道局長)	上下水道局員	・下水道施設の被害調査並びに復旧に関すること

産業振興部	農林班 (農業委員会事務局長)	農林課員 農業委員会事務局職員 地域振興課員 農業委員会事務局 村松事務所員	・道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること ・応急食糧等の原材料の調達に関すること		
(農林課長)	商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課員 地域振興課員	・商工観光関係の被害状況等の調査、集約及び報告 に関すること ・食料品及び生活必需品の調達並びに配給に関する こと		
衛生部 (環境保全課長)	衛生班 (市民課長)	市民課員環境保全課員地域振興課員	・全被災者の安否に関すること ・避難収容状況の記録及び報告に関すること ・防疫(厚生班に関するものを除く)に関すること ・遺体の収容及び埋火葬に関すること		
民生部 (健康福祉課長)	厚生班 班長 (高齢福祉課長) 副班長 (こども課長)	健康福祉課員 こども課員 各保育園職員 高齢福祉課員 地域振興課員	・生活保護世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の被害調査及び援護に関すること ・保育園児の安全確保に関すること ・社会福祉施設及び保育園に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること ・保健衛生及び防疫(衛生班に関するものを除く)に関すること ・避難住民の相談業務に関すること ・ボランティアに関すること ・要配慮者(障がい者及び高齢者)の支援に関すること		
教育部	学校教育班 班長 (学校教育課長)	学校教育課員 各幼稚園職員 各小中学校職員	・児童及び生徒の避難に関すること ・児童及び生徒の被災状況の調査に関すること ・学校に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力 に関すること ・応急教育に関すること ・学用品の給付に関すること		
(学校教育課長)	生涯学習班 班長 (生涯学習課長) 副班長 (スポーツ推進課長) (図書館長)	生涯学習課員 スポーツ推進課員 勤労青少年ホーム職員 青少年育成センター職員 図書館職員	・社会教育施設及び体育施設の利用者の安全確保に関すること ・社会教育施設及び体育施設に係る避難所の設営並びに被災者収容の協力に関すること ・救援物資の受入れ及び配送に関すること		

	村松支所生涯学習班(生涯学習課村松事務所係長)	生涯学習課 村松事務所員 村松図書館職員	・社会教育施設及び体育施設の利用者の安全確保に関すること ・社会教育施設及び体育施設に係る避難所の設営並びに被災者収容の協力に関すること ・救援物資の受入れ及び配送に関すること
消防部 (消防長)	予防班 (消防本部総務課長)	消防本部課員	・災害状況の把握、情報の収集に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・消防団員の召集、配置に関すること
	消防班 (消防署消防署長)	消防署員	・避難住民の誘導に関すること・消火・救助・救急に関すること

第3編 武力攻撃事体等の対処 第6章 安否情報の収集・提供

安否情報省令 様式

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時(年月日 時 分) ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 年 月 日 ④ 男女の別 男 女 ⑤ 住所(郵便番号含む) ⑥ 国籍 日本 その他() ⑦ その他個人を識別するための情報 ⑧ 負傷(疾病)の該当 負傷 非該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ① 連絡先その他必要情報 ② 親族・同居者からの照会があれば、①~⑪を回答 する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲 回答を希望しない んでください。 ③ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定 ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さ 回答を希望しない 11 ⑭ ①~⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会 同意する に対する回答又は公表することについて、同意する かどうか○で囲んで下さい。 同意しない ※ 備 考

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫〜⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

		記八口时	(+	月	П	h-4	カナ
1	氏名						
2	フリガナ						
3	出生の年月日		年	月	日		
4	男女の別		男		女		
(5)	住所 (郵便番号含む)						
6	国籍	日本	その他()		
7	その他個人を識別するための情報						
8	死亡の日時、場所及び状況						
9	遺体の安置されている場所						
10	連絡先その他必要情報						
(11)	①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会		同意する				
_	こ対する回答することへの同意		同意しない	·)			
**	備考						

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場 関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名	連絡先		
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号(第2条関係)

柵 #0 幣 幣 壨 Κo ₩

ж

盐 担当者名: Ш

皿

卅

報告日時: 市町村名:

	I	I	I	I			1
備港							
の発展、同語者、個人以外の者 人の回答とは公共の同称							
(1)付入への (日本の事品							
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)							
仏道絡先その他 必要情報							
砂現在の居所							
②自衛(氏衛) ②自衛又(t) の46当 (大衛の代)(t)							
図書機(氏語) の観光							
⑥国籍 ②その配置人を推別 するための情報							
舞田 (9)							
©仕所							
⊕ 無な の#							
②出生の年月日 <mark>®男な</mark> ⑤(主所							1
◎フリガナ							
①氏名							1

2「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること

3「⑥国籍」爛は日本国籍を有しない者に限り記入すること

4 武力攻撃災割により死亡した住民にあっては、「®負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」 欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

5 ⑫~⑯の希望又は司意欄コよ、安否情報の提供に係る希望又は司意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は司意について特段の条件がある場合は、 当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

-			申 請 者 住所 (居所) 氏 名 力攻撃事態等における国民の保護のための 1 項の規定に基づき、安否情報を照会しま	
	照会をす ○を付けて下 、理由を記入	さい。③の場	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民) ため ③その他 (である
	備	考		
被照	氏	名		
会者を	フリ	ガナ		
特定	出生の)年月日		
被照会者を特定するために必要な事	男女	の別		
めに	住	所		
必要な	国 (日本国籍を有	籍 しない者に限る)	日本 その他()	
事項		国人を識別 めの情報		
*	申請者	の確認		
*	備	考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

安否情報回答書

	様		(都道府	月 日 大臣 大臣 大臣
7	年 月 日付けで!! ミす。	照会があった安否情	報について、下記のと	おり回答し
迢	達難住民に該当するか否かの別			
	可攻撃災害により死亡し又は負傷 した住民に該当するか否かの別			
	氏 名			
	フリガナ			
	出生の年月日			
4.14	男女の別			
被照	住所			
会者	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他()
但	その他個人を識別 するための情報			
	現在の居所			
	負傷又は疾病の状況			
	連絡先その他必要情報			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること

五泉市国民保護計画

平成 1 9年 2月 9日作成 平成 2 0年 2月 1 3日変更 平成 2 2年 1 1月 1 7日変更 平成 2 8年 3月 2 4日変更 令和 2年 2月 3日変更

発 行 五泉市総務課庶務防災室防災係 〒959-1692

新潟県五泉市太田1094番地1

TEL 0250-43-3911 FAX 0250-42-5151

URL http://www.city.gosen.niigata.jp/